

司法書士

レベルを体感！
「パーフェクトローラー講座」模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 232075

SU23207

2024 司法書士試験 中上級ガイダンス

パーフェクトローラー講座 模擬講義

司法書士講師 根本正次

図表を使って知識を、整理しながら「しっかりとしたインプット」を

十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因の1つは、知識の混乱、使い分けができないことがあります。また、覚えたはずの知識でも、繰り返さないうちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。これにより、知識の使い分けと繰り返しによる知識の劣化を防ぐことが可能となり、問われ方を変えても答えられる、記憶の鎖を作ることができます。

ポイント ① さらに充実！「図表で整理」された「繰り返ししやすい」オリジナルテキスト

ある程度受験回数があり、十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因はどこにあるのでしょうか。ひとつの原因は知識の混乱です。多くの知識があるために区別がつかなくなってしまいます。

また、覚えたはずの知識でも、繰り返さない（繰り返せない）うちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。こちらは、LEC が長い年月をかけて作り上げている合格者絶賛の教材です。

ポイント ② 合否を分ける分野・論点に絞った「合格に効くメリハリ」をつけた講義

司法書士試験の問題には、「受験生であれば、まず間違えてはいけない問題」「知識がないと二択に追い込まれる問題」「取れなくてもしょうがない問題」があります。(次ページの図表を参照)。この講座では、主に「知識がないと二択に追い込まれる問題」の部分の説明します。

近年の司法書士試験の合否を分けるのは、この分野の出来・不出来なのです。

これにより、確実な基準点突破と、基準点+27問を目指していきます。

ポイント ③ インプットテキストでアウトプットをする！

アウトプットメインの学習は、

- ・ 学習しやすいという利点がありますが
- ・ 問われたところしか答えられなくなるというデメリットがあります。

一方、インプットメインの学習は、

- ・ 網羅性があるというメリットがありますが、
- ・ 学習の達成感がない、学習しにくいというデメリットがあります。

本テキストでは、「インプットテキストで、アウトプットできる」ことを目指しています。

具体的には、図表の各所に暗記というマークを入れています。

これがある図表は、復習時に「図表を隠して中身が言えるか」を試してください。それがアウトプットになります。

講義期間中は、インプット講義とは別に多くの問題を解く必要はありません。

指摘した問題と、この講義の暗記に専念してください。

<資料①>午前科目の出題内容

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	憲法	人権各論	社会権		87.0	
2	憲法	統治機構	違憲審査権		84.7	
3	憲法	統治機構	財政		85.4	
4	民法	総則(人)	後見、保佐、補助		85.0	
5	民法	総則(意思表示)	瑕疵ある意思表示(94、95、96)		89.4	
6	民法	総則(代理)	無権代理		83.9	
7	民法	物権	不動産の物権変動		89.2	
8	民法	物権	囲繞地通行権		91.9	
9	民法	物権	添付、混和、加工	対話	85.3	
10	民法	物権	共有		86.4	
11	民法	担保物権	担保物権全般		84.2	
12	民法	担保物権	留置権	対話	80.4	
13	民法	担保物権	先取特権		87.8	
14	民法	担保物権	動産質		56.8	二択
15	民法	担保物権	根抵当権		83.1	
16	民法	債権総論	履行遅滞の時期		62.5	二択
17	民法	債権総論	債権者代位権		87.8	
18	民法	債権各論	請負		75.2	
19	民法	債権各論	委任		64.9	二択
20	民法	親族	養子		57.8	二択
21	民法	親族	未成年後見		22.3	難問
22	民法	相続	限定承認		26.9	難問
23	民法	相続	遺言		80.4	
24	刑法	刑法総論	刑法の適用範囲		67.2	
25	刑法	刑法総論	共犯		75.3	
26	刑法	刑法各論	親族間の犯罪		79.4	
27	会社法	設立	株式会社の設立	対話	92.7	
28	会社法		株式会社の定款		80.1	
29	会社法	株式	異なる種類の株式		91.6	
30	会社法	機関	少数株主権		75.8	
31	会社法	機関	監査役会設置会社における閲覧・謄写請求権		79.0	
32	会社法	持分会社	持分会社		74.8	
33	会社法	社債	社債		72.8	
34	会社法	組織再編	会社の合併		69.6	
35	商法	総則	商人の商号		71.5	

- 無印 → どの受験生でも落とすとしてはいけない問題
 二択 → 知識がないと二択勝負に追い込まれる問題
 難問 → 取れなくてもしょうがない問題

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率
1	民訴		管轄		88.0
2	民訴	複雑訴訟形態	共同訴訟		71.0
3	民訴		訴訟費用	対話	79.6
4	民訴	証拠	証人尋問及び当事者尋問		86.4
5	民訴	簡易な手続	督促手続		70.9
6	民保		保全命令全般		52.1 二択
7	民執		不動産の強制競売		71.7
8	書士		司法書士又は司法書士法人に対する懲戒手続		90.3
9	供託	供託手続	供託金の払渡手続		75.9
10	供託	総論	供託の通知		67.4
11	供託	各論	弁済供託の受諾		75.9
12	不登	各論	登記申請の可否		57.3 二択
13	不登		電子申請		65.0 二択
14	不登	各論	登記原因及びその日付	図表	52.8 二択
15	不登		一の申請情報による登記		77.2
16	不登		判決による登記	長文	66.8
17	不登	各論	所有権保存登記		65.2 二択
18	不登	各論	共有の不動産に係る登記		74.4
19	不登	各論	時効取得を原因とする所有権移転登記	長文	83.7
20	不登	各論	買戻し特約の登記	長文	51.9 二択
21	不登	各論	敷地権付き区分建物の登記		61.6 二択
22	不登	各論	地役権の登記	長文	62.3 二択
23	不登	各論	抵当権設定登記		74.5
24	不登	各論	根抵当権の登記	長文	50.0 二択
25	不登		期間の定め		66.5 二択
26	不登		添付書面の原本還付請求	長文	54.6 二択
27	不登		登録免許税	計算問題	66.0
28	商登	総論	印鑑の提出及び電子証明書の発行	対話	57.6 二択
29	商登	設立	株式会社の設立の登記	長文	39.2 難問
30	商登	株式	新株予約権の登記		79.9
31	商登	計算	株式会社の役員変更登記		69.0
32	商登	組織再編	株式会社の資本金の額の変更登記		70.4
33	商登	解散清算	株式交付による変更登記		60.1 二択
34	商登	外国会社	外国会社の登記の登記事項		70.1
35	商登	法人	一般社団法人の登記	長文	73.9

- 無印 → どの受験生でも落とすとはいけない問題
 二択 → 知識がないと二択勝負に追い込まれる問題
 難問 → 取れなくてもしょうがない問題

第6章 計算

1 計算書類の概要

【図表1 それぞれの書類の概要】

		その概要
①	会計帳簿	株式会社の会計帳簿とは、会社の財産及びその価額並びに取引その他財産に影響を及ぼすべき事項を記載又は記録する帳簿である。株式会社は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない(432 I)。 会計帳簿は計算書類ではないが、会社成立時の貸借対照表(435 I)、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書(435 II)や臨時計算書類(441 I)は、会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
②	貸借対照表	ある時点における会社の資産、負債及び純資産を記載することにより、その時点における株式会社の財産状態を明らかにするもの
	損益計算書	会社の1事業年度に発生した収益と費用とを記載し、その期間内の株式会社の経営成績を明らかにするもの
	株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の各項目に係る事業年度中の変動を、その変動事由とともに明らかにしたものである。
	個別注記表	重要な会計方針に係る事項や、貸借対照表及び損益計算書に関する注記等を明らかにするもの
③	事業報告	一定の事業年度における会社及びその子会社からなる企業集団の事業の状況の概要を文章の形で記載した報告書
④	附属明細書	計算書類及び事業報告の記載を補足する重要な事項を記載した書類
⑤	臨時計算書類	i 臨時決算日における貸借対照表 ii 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書
⑥	連結計算書類	その会社及びその子会社から成る企業集団の財産・損益状況を示す計算書類

【図表2 会計帳簿の閲覧等ができる者】

会計帳簿の閲覧等ができる者	補 足
① 会計参与(374 II)	
② 監査役(381 II・389 IV)	
③ 会計監査人(396 II)	
④ 株主(注)	総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する又は発行済株式(自己株式を除く。)の100分の3以上の数の株式を有すること(433 I)
⑤ 親会社社員(注)	ただし裁判所の許可が必要(433 III)

(注) この場合においては、請求の理由を明らかにしてしなければならない(433 I)。

親会社社員が請求するときも同様である(433 III)。

【図表3 貸借対照表サンプル】

		貸借対照表	
株式会社L社		平成×1年3月31日現在	
		(単位:千円)	
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	452,323	支払手形	96,175
受取手形	344,274	買掛金	276,591
貸倒引当金	<u>△ 1,377</u>	短期借入金	233,260
受取手形(純額)	<u>342,897</u>	社債	48,500
売掛金	431,892	リース債務	22,864
貸倒引当金	<u>△ 1,727</u>	未払金	12,873
売掛金(純額)	<u>430,165</u>	未払費用	41,123
有価証券	102,223	未払法人税等	37,652
商品	538,965	前受金	32,164
前渡金	49,645	預り金	20,369
前払費用	10,972	前受収益	<u>6,420</u>
繰延税金資産	31,849	流動負債合計	<u>827,991</u>
デリバティブ資産	14,458	固定負債	
未収収益	2,019	社債	197,500
短期貸付金	33,653	長期借入金	707,539
貸倒引当金	<u>△ 134</u>	リース債務	65,987
短期貸付金(純額)	<u>33,519</u>	長期未払金	44,173
流動資産合計	<u>2,009,035</u>	退職給付引当金	154,273
固定資産		役員退職慰労引当金	<u>123,754</u>
有形固定資産		固定負債合計	<u>1,293,226</u>
建物	379,387	負債合計	<u>2,121,217</u>
減価償却累計額	<u>△ 186,732</u>	純資産の部	
建物(純額)	<u>192,655</u>	株主資本	
車両運搬具	30,267	資本金	887,560
減価償却累計額	<u>△ 16,293</u>	資本剰余金	
車両運搬具(純額)	<u>13,974</u>	資本準備金	476,529
工具器具備品	197,402	その他資本剰余金	7,684
減価償却累計額	<u>△ 100,857</u>	資本剰余金合計	<u>484,213</u>
工具器具備品(純額)	<u>96,545</u>	利益剰余金	
土地	476,296	利益準備金	57,682
リース資産	76,989	その他利益剰余金	
減価償却累計額	<u>△ 27,893</u>	別途積立金	215,000
リース資産(純額)	<u>49,096</u>	繰越利益剰余金	349,885
建設仮勘定	11,700	その他利益剰余金合計	<u>564,885</u>
有形固定資産合計	<u>840,266</u>	利益剰余金合計	<u>622,567</u>
無形固定資産		自己株式	<u>△ 10,562</u>
特許権	28,976	株主資本合計	<u>1,983,778</u>
ソフトウェア	102,875	評価・換算差額等	
リース資産	18,673	その他有価証券評価差額金	12,400
無形固定資産合計	<u>150,524</u>	繰延ヘッジ損益	8,675
投資その他の資産		評価・換算差額等合計	<u>21,075</u>
投資有価証券	356,231	新株予約権	<u>21,500</u>
関係会社株式	475,371	純資産合計	<u>2,026,353</u>
長期貸付金	48,762	負債純資産合計	<u>4,147,570</u>
貸倒引当金	<u>△ 3,901</u>		
長期貸付金(純額)	<u>44,861</u>		
敷金保証金	128,672		
破産更生債権等	20,750		
貸倒引当金	<u>△ 18,675</u>		
破産更生債権等(純額)	<u>2,075</u>		
長期前払費用	8,796		
繰延税金資産	89,762		
投資その他の資産合計	<u>1,105,768</u>		
固定資産合計	<u>2,096,558</u>		
繰延資産			
株式交付費	8,760		
開発費	<u>33,217</u>		
繰延資産合計	<u>41,977</u>		
資産合計	<u>4,147,570</u>		

【図表4 損益計算書サンプル】

株式会社L社		損益計算書	
		自平成×0年4月1日至平成×1年3月31日	
		(単位:千円)	
売上高	4,870,251	営業外収益	
売上原価		受取利息	876
期首商品棚卸高	567,423	有価証券利息	1,086
当期商品仕入高	2,868,951	受取配当金	1,450
合計	3,436,374	有価証券運用益	3,370
期末商品棚卸高	538,965	雑益	2,127
商品売上原価	2,897,409	営業外収益合計	8,909
売上総利益	1,972,842	営業外費用	
販売費及び一般管理費		支払利息	21,786
給料手当	665,421	社債利息	7,690
賞与	145,620	株式交付費償却	2,920
退職給付費用	23,769	手形売却損	3,383
役員退職慰労引当金繰入額	20,876	貸倒引当金繰入額	1,872
法定福利費	154,281	雑損	6,538
福利厚生費	54,389	営業外費用合計	44,189
通信費	76,582	経常利益	177,552
消耗品費	35,628	特別利益	
事務用品費	11,786	固定資産売却益	7,650
新聞図書費	6,527	投資有価証券売却益	4,560
保険料	9,820	特別利益合計	12,210
修繕費	15,462	特別損失	
減価償却費	72,619	固定資産除却損	13,862
水道光熱費	27,893	減損損失	33,150
地代家賃	34,521	投資有価証券評価損	3,755
旅費交通費	89,675	特別損失合計	50,767
広告宣伝費	144,572	税引前当期純利益	138,995
販売促進費	67,522	法人税、住民税及び事業税	69,562
接待交際費	25,580	法人税等調整額	10,848
会議費	9,672	法人税等合計	58,714
租税公課	24,975	当期純利益	80,281
支払手数料	6,750		
貸倒引当金繰入額	6,549		
貸倒損失	1,872		
雑費	27,649		
販売費及び一般管理費合計	1,760,010		
営業利益	212,832		

【図表5 会社が作成する計算関連の書類 **【暗記】** [平19-32-オ]

	株式会社	合同会社	合名会社 合資会社
作成しなければならぬもの	①会計帳簿（432） ②計算書類（435Ⅱ） （貸借対照表， 損益計算書， 株主資本等変動計算書， 個別注記表） ③事業報告 ④②③の附属明細書	①会計帳簿（615Ⅰ） ②計算書類 （貸借対照表， 損益計算書， 社員資本等変動計算書 個別注記表， 617，計規71Ⅰ②）	①会計帳簿（615Ⅰ） ②貸借対照表 （617Ⅱ，計規71Ⅰ①）
作成することができるもの	①臨時計算書類 （441Ⅰ） ②会計監査人設置会社 にあっては，連結計算 書類（444Ⅰ）	/	①損益計算書 （計規71Ⅰ①） ②社員資本等変動計算書 （計規71Ⅰ①） ③個別注記表 （計規71Ⅰ①）

【図表6 保存すべき書類と保存期間】

保存すべき書類	保存期間
① 会計帳簿その事業に関する重要な資料	会計帳簿の閉鎖の時から10年間 （432Ⅱ・615Ⅱ） [令4-32-イ/令5-32-ウ]
② 株式会社の計算書類及びその附属明細書 ③ 持分会社の計算書類	作成した時から10年間 （435Ⅳ・617Ⅳ）
④ 清算株式会社の財産目録等 （財産目録及び貸借対照表） ⑤ 清算持分会社の財産目録等 （財産目録及び貸借対照表）	作成した時からその本店の所在地における清算終了の登記の時まで （492Ⅳ・658Ⅱ・494Ⅲ）
⑥ 清算株式会社の各清算事務年度における に係る貸借対照表とその附属明細書	
⑦ 清算株式会社の帳簿並びにその事業及び 清算に関する重要な資料 ⑧ 清算持分会社の帳簿並びにその事業及び 清算に関する重要な資料	本店の所在地における清算終了の登記の 時から10年間（508ⅠⅡ・672ⅠⅡⅢ）

2 計算書類の監査→承認手続→備置・閲覧→公告

【図表 7 計算書類等の監査手続 **暗記**】

	計算書類その附属明細書	事業報告その附属明細書 [平 21-30-イ]
監査役設置会社 (注 1)	監査役の監査を受ける (436 I)	
会計監査人 設置会社	以下の者の監査を受ける (436 II ①) ・ 監査役 ・ 監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会 ・ 指名委員会等設置会社にあつては監査委員会 ・ 会計監査人の監査を受ける	以下の者の監査を受ける (436 II ②) ・ 監査役 ・ 監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会 ・ 指名委員会等設置会社にあつては監査委員会
取締役会 設置会社	取締役会の承認が必要 (上記の監査を要する場合は、当該監査を受けたものが承認の対象となる) (436 III)	

(注 1) 監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社は除かれる (436 I 括弧書)。

【図表 8 計算書類等の承認手続 **暗記**】

	取締役会設置会社でない株式会社	取締役会設置会社で、 会計監査人設置会社でない株式会社	取締役会設置会社で、 かつ会計監査人設置会社
計算書類の一部 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ 個別注記表 (注 4)	株主総会の承認により確定 (438 II) (注 1)	株主総会の承認により確定 (438 II)	一定の場合、取締役会の承認により確定 (注 2)
		定時株主総会の招集通知に提供を要する (437) (注 3)	定時株主総会の招集通知に提供を要する (437) (注 3)
事業報告		取締役会決議で確定 (436 III)	取締役会決議で確定 (436 III)
	株主総会で報告 (438 III)	株主総会で報告 (438 III)	株主総会で報告 (438 III)
		定時株主総会招集通知に提供を要する (437)	定時株主総会招集通知に提供を要する (437)

(注 1) 取締役会設置会社でない株式会社であれば、会計監査人を設置している場合も同様である。

(注 2) 一定の場合とは、計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合である (439・計規 135)。

(注 3) 監査報告、会計監査報告がある場合は、それも含めて提供することを要する (437 括弧書)。

→ 会計参与報告は提供する必要はない [令 3-30-エ] ∴ 閲覧でわかるため

(注 4) 附属明細書は規制の対象外である [令 4-32-ア]

【図表 9 計算書類等の備置及び閲覧等（442） **暗記**】

 ↓ 備置 本店・支店  計算書類等 ↑ 閲覧請求 	論点		結論
	備置をする書類	計算書類	
事業報告			必要 [令4-32-ウ]
臨時計算書類			必要
備置期間（本店）	非取締役会設置会社		定時総会の1週間前の日から5年間（注1）
	取締役会設置会社		定時総会の2週間前の日から5年間（注1）
備置期間（支店）（注3）	非取締役会設置会社		定時総会の1週間前の日から3年間（注2）
	取締役会設置会社		定時総会の2週間前の日から3年間
閲覧請求権者 [令4-32-エ]	株主		可能 [平21-30-ウ]
	債権者		可能 [平21-30-オ]
	親会社社員		可能 (裁判所の許可必要)

（注1）臨時計算書類は作成日から5年間

（注2）臨時計算書類は作成日から3年間

（注3）計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、支店における閲覧又は謄写の請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、支店に備え置く必要はない（442II但書・施規227③）。

【図表 10 貸借対照表等の公告（440） **暗記**】（注1）

	大会社		大会社でない株式会社	
	公告方法が官報又は日刊新聞紙 （注2）	公告方法が電子公告	公告方法が官報又は日刊新聞紙 （注2）	公告方法が電子公告
貸借対照表	要旨を公告	全文を公告	要旨を公告	全文を公告
損益計算書	要旨を公告	全文を公告	×	×
事業報告 [令4-32-オ]	×	×	×	×

（注1）有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社は、貸借対照表及び損益計算書の公告をすることを要しない（440IV）。このような会社では、EDINETによって、有価証券報告書の内容を知ることができ、有価証券報告書の内容は貸借対照表や損益計算書よりさらに詳しい情報であるため、さらに貸借対照表（及び損益計算書）の公告を要求する必要性がないからである。

（注2）電磁的開示によることもできる。その場合は、全文の公告が要求される（440III）

3 資本金の額等

(1) 資本金の増加

【図表11 資本金の額の算定】

原則：設立又は募集株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額（445 I）（注）
例外：払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる（払込剰余金，445 II）

（注）資本金の額の増加 [平18-28-エ，平6-28-イ，エ，平17-29-4]

①～⑥についてはすべて株式の発行がされているものとする

	資本金の増加
① 株式無償割当て	×
② 株式分割	×
③ 募集株式の発行があった場合	○
取締役の報酬等として株式の発行をし、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しない旨の定めがある場合	○
④ 新株予約権の行使によって株式の発行があった場合	○
⑤ 取得条項付新株予約権の取得と引き換えに行う株式の交付があった場合	○
⑥ 吸収合併存続株式会社，吸収分割承継株式会社，株式交換完全親会社となる組織再編を行った場合	○
⑦ 準備金の額を減少し，資本金の額を増加する場合（448 I ②）	○
⑧ その他資本剰余金又はその他利益剰余金に係る額を減少し，資本金の額を増加する場合（450 I）[平23-32-ア]	○

(2) 資本金の減少

【図表12 資本金の額の減少事由】

	資本金の減少
① 資本金の額の減少決議	○
② 新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	×
③ 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	×
④ 会社の吸収合併，吸収分割又は株式交換の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	×
⑤ 設立時発行株式又は募集株式の引受けに係る意思表示その他の株式の発行又は自己株式の処分に係る意思表示が無効とされ，又は取り消された場合	×
⑥ 自己株式の取得 [平19-32-ウ]	×

【図表13 資本金の額の減少手続き】

資本減少の決議内容（447）	論点
① 減少する資本金の額	減少する額は、効力発生日における資本金の額を超えてはならない。
② 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときはその旨及び準備金とする額	左記の事項を定めた場合のみ、資本準備金の額は増加する（注1）
③ 資本金の額の減少がその効力を生ずる日	効力を生ずる日として定めた日に債権者保護手続が終了していないときは効力が発生しない（449VI但書）

（注 1）

[平29-32-ア] 株式会社が資本金の額を減少して欠損の填補をする場合において、減少する資本金の額が欠損の額を超えるときは、その超過額は準備金となる。	×
---	---

【図表14 資本金の額の減少をする場合の決議機関と決議要件 暗記】

	決議機関・決議要件	要件
原則	株主総会の特別決議 (447 I・309 II ⑨)	/
例外①	定時株主総会の普通決議 (309 II ⑨) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会において資本金の額の減少決議をすること ・ 減少額が欠損の額を超えないこと
例外②	取締役の決定 (取締役会設置会社にあつては、取締役会決議) (447 III) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合であること ・ 資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回らないこと [平29-32-ウ]

※ 決議要件が緩和されたとしても、債権者保護手続きは省略できないので注意すること。
[平 25-33-イ，平 29-32-イ]

[平25-33-イ] 株式会社が定時株主総会の決議によって資本金の額を減少する場合において、減少する資本金の額が欠損の額を超えないときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該資本金の額の減少について異議を述べることができない。	×
--	---

【図表15 資本金の額の減少手続き】

<p>公告 催告 ※</p> <p>異議</p> <p>(その後)</p> <p>対応</p>	論点	結論
	伝達方法（原則）	官報で公告 + 知っている債権者に各別に催告 (449Ⅱ)
	伝達方法（例外）	次の要件をすべて満たす場合には、各別の催告を省略することができる(449Ⅲ) ①官報による公告をすること [令3-34-ウ] ②定款に定めた公告方法により公告をすること（ただし、日刊新聞紙又は電子公告に限る）
	債権者が期間内に異議を述べなかったときの扱い	債権者は、資本金の額の減少を承認したとみなされる(449Ⅳ)。
異議を述べた債権者への対応の方法	原則：弁済・相当な担保の提供・信託会社への相当な財産の信託をしなければならない(449Ⅴ本文) 例外：その債権者を害するおそれがないときは弁済等を要しない(449Ⅴ但書)	

※ 公告・催告の内容(449Ⅱ)

- ① 資本金の額の減少の内容
- ② 当該会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
- ③ 債権者は1か月以上の一定の期間内に資本金額の減少に異議を述べることができる旨

(3) 準備金

【図表16 準備金の財源】

資本準備金の財源	利益準備金の財源
<ul style="list-style-type: none"> ① 設立・株式の発行に際して、払込み・給付した財産の額のうち、資本金として計上されなかった額 ② その他資本剰余金を原資とする剰余金の配当をする場合に積立てが要求される額 ③ 合併等の組織再編行為の際に生ずる合併差益等のうち、合併契約等により資本準備金とする旨を定めた額 ④ 資本金 or 剰余金（その他資本剰余金）を減少した際に資本準備金に組入れる旨を定めた額 	<ul style="list-style-type: none"> ① その他利益剰余金を原資とする剰余金の配当をする場合に積立てが要求される額 ② 合併等の組織再編行為の際に消滅会社の利益準備金の額を引き継いだ額 ③ 剰余金（その他利益剰余金）を減少した際に利益準備金に組入れる旨を定めた額

【図表17 準備金の使用用途 **暗記**】

① 資本の欠損填補	※
② 資本金への組み入れ	資本準備金・利益準備金の中で 使用の順序 に制限なし
③ 剰余金への組み入れ	

【図表 18 資本金の額の減少・準備金の額の減少の横断整理 **暗記**】

		資本金の額の減少	準備金の額の減少
決議内容		① 減少する資本金の額 ② 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときはその旨及び準備金とする額 ③ 資本金の額の減少がその効力を生ずる日	① 減少する準備金の額 ② 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときはその旨及び資本金とする額 ③ 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
決議要件	原則	株主総会の特別決議 [平18-28-ウ] (447 I・309 II ⑧)	株主総会の普通決議 [平18-28-ウ] (448 I・309 I)
	例外①	定時株主総会の普通決議 (309 II ⑨)	取締役の決定 (取締役会設置会社にあつては、取締役会決議, 448 III)
		欠損填補にあてる場合	株式の発行と同時であり、準備金の額が減少しないとき
例外②	取締役の決定 (取締役会設置会社にあつては、取締役会決議, 447 III)	計算書類等を承認する 取締役会決議 (459 I ②・459 I 括弧書・436 III)	
	株式の発行と同時であり、資本金の額が減少しない場合	(注)	
債権者保護	手続の要否	原則	常に必要 [平18-28-ア]
		例外	-----
	添付書面	必要	必要
計上に関する書面		不要	準備金の存在を証する書面 (商登69)

(注) 要件

- i 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社又は会計監査人設置会社である監査役会設置会社
- ii 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日まで
- iii 取締役会へ授権する定款の定めがある
- iv 減少額が欠損の額を超えない

4 剰余金の配当

(1) 決議事項 (454) [平23-32-ア]

- ① 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

原則	各株主の有する株式の数に応じて割当てなければならない（454Ⅲ）
例外	① 剰余金の配当について内容の異なる2以上の種類の株式を発行している場合（454Ⅱ）[平20-30-ウ] ② 公開会社でない株式会社において、剰余金の配当について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めている場合（109Ⅱ） ③ 自己株式について剰余金の配当をすることはできない（453括弧書）

(2) 剰余金の配当の決議機関

【図表19 剰余金の配当の決定機関 暗記】

		決議機関	定款規定の定め
原則（現金配当）		株主総会普通決議 (454Ⅰ・309Ⅰ)	不 要
現物 配当 (注1)	金銭分配請求権を与える場合		不 要
	金銭分配請求権を与えない場合	株主総会特別決議 (454・309Ⅱ⑩)	不 要
中間配当（注2）		取締役会決議 (454Ⅴ)	必 要
459条の要件を満たす場合 [平31-32-ア] i 会計監査人設置会社 ii 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日ではないこと iii 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社であること iv 配当財産が金銭以外の財産であり、かつ株主に対して金銭分配請求権を与えない場合以外の場合であること		取締役会決議 (459Ⅰ④・Ⅱ)	必 要

(注1) 剰余金の配当において、配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする旨を定めることができる（454Ⅳ②）[平23-32-ウ]

(注2) 中間配当の意義

一事業年度の途中において一回に限り、金銭による剰余金の配当を行うこと

	要件として必要か
定款規定	必要 [平19-32-エ]
取締役会設置会社 であること	必要
会計監査人設置会社であること	不要 [平29-32-オ]

(3) 実質的要件

【図表20 剰余金配当の実質的要件 **暗記**】

分配可能額の規制	原則	剰余金を配当するには、分配可能額が存在しなければならない(461 I ⑧)。
	例外	いわゆる人的分割をする場合にあっては、財源規制が課されない(792・812)。 <small>[平23-32-イ] [令2-34-ウ]</small> ※
純資産額の規制		株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることはできない(458)。 <small>[平22-32-エ]</small>

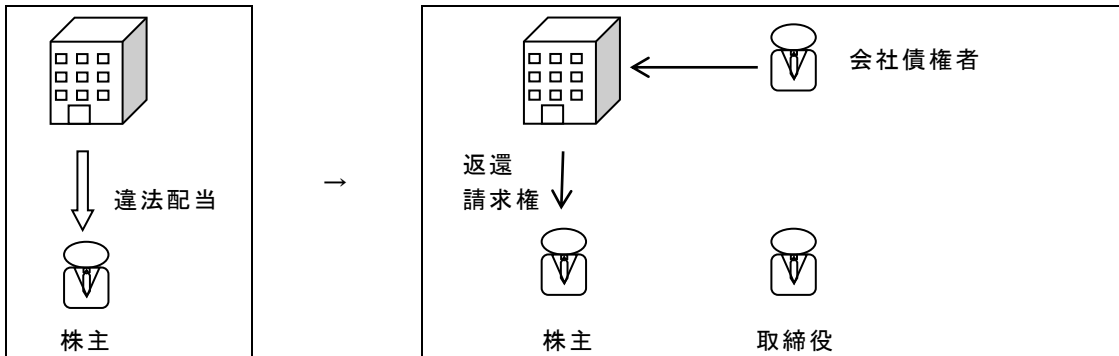
※

[平23-32-イ]

株式会社が新設分割をする場合において、新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日の新設分割設立株式会社の株式のみを配当財産とする剰余金の配当をすることは、当該株式の帳簿価額の総額は、当該成立の日における新設分割株式会社の分配可能額を超えてはならない。

×

【図表21 違法配当の効果】



	請求の内容	株主の善意・悪意による影響
会社 → 株主 返還請求 (462 I)	配当相当額全額の返還を請求	株主の善意・悪意を問わない
債権者 → 株主 返還請求 (463 II)	配当相当額を、自己の債権額の範囲内で、返還請求 <small>[平31-32-ウ]</small>	株主の善意・悪意を問わない
取締役等 → 株主 求償請求 (463 I)	取締役等が会社に支払ったとき → 支払った金額を請求	善意の株主は求償に応ずる義務を負わない

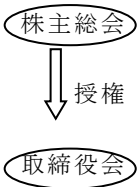
(4) 剰余金配当の際における準備金の計上 (積立て) 義務

【図表22 剰余金配当の際における準備金の計上 (積立て) 義務 **暗記**】

	論点	結論
	積立する金額	配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額
	積立先	資本準備金又は利益準備金
	積立義務がない場合	① 準備金が資本金の1/4に達した場合 ② いわゆる人的分割をする場合 (792・812)

5 会計監査人設置会社における取締役会への権限授権

【図表23 会計監査人設置会社における取締役会への授権】

		取締役会への授権の要件
	機関構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名委員会等設置会社 ・ 監査等委員会設置会社 ・ 会計監査人設置会社である監査役会設置会社
	任期	取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日ではないこと
	定款規定	取締役会へ授権する定款の定めがある（注）

（注）この定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限る（459Ⅱ・計規155）。

【図表24 取締役会への授権できる内容】

	取締役会への授権
① 株主との合意による自己株式の有償取得に関する事項の決定（459Ⅰ①・156Ⅰ）	○
上記が相対取引の場合	× （特別決議で行う）
② 減少額が欠損の額を超えない場合における準備金の額の減少に関する事項の決定（459Ⅰ②・449Ⅰ②・448Ⅰ①③）	○ ※
③ 剰余金の処分に係る事項の決定（459Ⅰ③・452後段）	○
剰余金の額を減少して、資本金の額を増加するとき [平29-32-エ]	× （普通決議で行う）
④ 剰余金の配当に関する事項の決定（459Ⅰ④・454ⅠⅣ） [平19-32-エ]	○
現物配当をする場合で、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合	× （特別決議で行う）

※ 計算書類の承認をする取締役会に限られる（459Ⅰ柱書括弧書）

上記①～④の事項の決定を取締役会へ授権する旨の定款の定めがある場合には、株式会社は、上記の事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる（460Ⅰ）。

したがって、株主総会の決議によっては定めない旨の定款の定めがない場合には、剰余金の配当に関する事項等を株主総会の決議によっても定めることができる。[平23-32-オ]

民法 講義教材

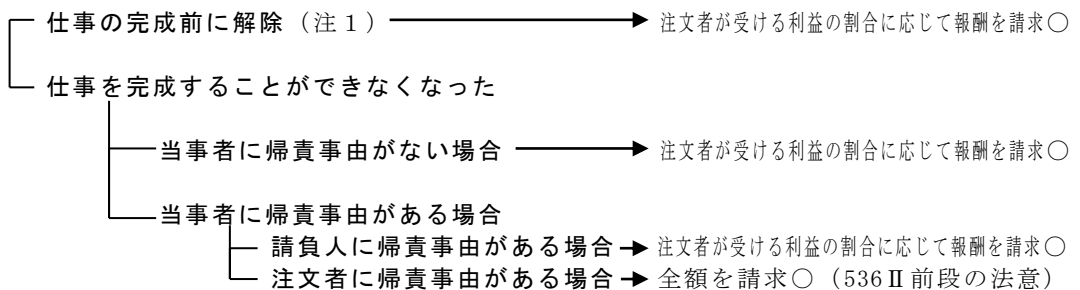
第634条（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、（ ① ）に応じて報酬を請求することができる。

- ① （ ② ）事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
② 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

- ① 注文者が受ける利益の割合 [令5-18-オ]
② 注文者の責めに帰することができない

【図表25 仕事が完成することができなくなった場合等の報酬請求できる額】



（注1） 請負人の債務不履行により注文者が解除した場合も含まれる。

第636条（請負人の担保責任の制限）

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを（ ① ）ときは、この限りでない。

第637条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

- I 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を（ ② ）以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- II 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を（ ③ ）によって知らなかったときは、適用しない。

- ① 知りながら告げなかった [令5-18-エ]
② 知った時から1年
③ 知り、又は重大な過失

《注釈》仕事完成義務の不履行を扱う民法の規律

請負人は仕事完成義務を負っており、その内容は、請負契約の内容に適合した仕事を完成させることにある。したがって、①請負人が仕事を完成させなかった場合のみならず、②仕事を完成させたものの、その内容が請負契約の内容に適合していない場合には、注文者は、請負人に対して、仕事完成義務の不履行を理由とする救済を求めることができる。

このうち、仕事の目的物が種類・品質に関して契約の内容に適合しない場合には、559条を介して、売買における目的物の契約不適合に関する規律が準用される。

その結果、仕事の目的物の種類・品質に関する契約不適合の場合に、注文者に与えられる救済は、以下のようになる。

- ・ 追完請求権（562条の準用）
- ・ 報酬減額請求権（563条の準用）
- ・ 損害賠償請求権・解除権（564条の準用）

第641条（注文者による契約の解除）

（ ① ）間は、注文者は、（ ② ）損害を賠償して契約の解除をすることができる。

① 請負人が仕事を完成しない [令5-18-イ]

② いつでも [平23-19-エ]

[趣旨]

契約成立後、何らかの事情で注文者がもはや請負人による仕事の完成を必要としないと考えに至った場合にまで請負人の仕事を継続させることは、注文者にとっては無用のことであり、また、社会経済上も不利益である。そこで本条は、一定の要件の下に、注文者の解除権を認める。

《注釈》

解除前においては損害額が不明確でその算定も困難であるため、まず解除をし、その後に請負人に損害があればその賠償の責に任せられるものと解されている。

→ 「損害を賠償して契約の解除をする」という表現がされているが、損害賠償の提供は解除の要件ではない(大判明37.10.1)。

ハイレベル 報酬債権の譲渡・差押えの可否

給付が可分で当事者がその給付について利益を有するときは、すでに完成した部分については解除できず、未完成の部分について解除できるにすぎない（大判昭7.4.30）。

第642条（注文者についての破産手続の開始による解除）

I 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、（ ① ）は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、（ ② ）後は、この限りでない。

II 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

III 第1項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

① 請負人又は破産管財人

② 仕事を完成した [令5-18-ウ]

[趣旨]

後払いである請負人の報酬債権を確保して請負人を保護すべく、本来、当然には契約に影響を与えない注文者の破産手続開始の決定をもって、請負人・破産管財人に請負契約の解除権を与えるものである[昭58-7-5/昭63-7-5/平7-1-5]。

第773条（父を定めることを目的とする訴え）

第732条の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

改正の趣旨・ポイント

父を定めることを目的とする訴えの対象を、再婚禁止期間に違反した場合から、重婚禁止に違反した場合へと変更した。

第774条（嫡出の否認）

- I 第772条の規定により子の父が定められる場合において、父又は子は、子が嫡出であることを否認することができる。
- II 前項の規定による子の否認権は、親権を行う母、親権を行う養親又は未成年後見人が、子のために行使することができる。
- III 第1項に規定する場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。
- IV 第772条第3項の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であつて、子の父以外のもの（以下「前夫」という。）は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。
- V 前項の規定による否認権を行使し、第772条第4項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により新たに子の父と定められた者は、第1項の規定にかかわらず、子が自らの嫡出であることを否認することができない。

第775条（嫡出否認の訴え）

- I 次の各号に掲げる否認権は、それぞれ当該各号に定める者に対する嫡出否認の訴えによって行う。
 - 一 父の否認権 子又は親権を行う母
 - 二 子の否認権 父
 - 三 母の否認権 父
 - 四 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母
- II 前項第一号又は第四号に掲げる否認権を親権を行う母に対し行使しようとする場合において、親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。

改正の趣旨・ポイント

現行嫡出否認制度は、夫から家庭内暴力を受けている母や嫡出否認につき夫の協力を得られない母等が、夫を父とすることを避けるため出生届を提出しない、いわゆる無戸籍者問題の一因であるとの指摘があった。

また、否認権者を父に限り、出訴期間も1年とする等、嫡出否認制度の要件は極めて厳格と評されてきた。

改正法は、無戸籍者問題の解消につながるとともに、父子関係の当事者である子、子の父が誰かを最もよく知る者ではあるが濫用のおそれや婚姻道德の観点から否認権行使が認められなかった母、一定の要件を満たす前夫にも否認権を認めることで、子の養育の観点から適切な父子関係の形成をしようとするものである。

改正法は、(1) 出訴権者を拡大し(774条)、(2) 嫡出否認の訴えの当事者(原告と被告)を明確化し(775条)、(3) 出訴期間を伸長(777条)している。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU23207